

第16回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年8月7日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第16回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和8年8月7日(金)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一
- 4、出席委員(15名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男
17番 今 関 喜 明	

- 5、欠席委員 なし

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(整理番号1~2)

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

第5 議案第3号 大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1~3)

第7 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~3)

第8 報告第3号 転用事実確認証明について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	井内和香子	書記	細谷美月

◎開 会

○議長 ただいまより、第16回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第16回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、梅原英男委員および八角功次委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

○議長 事務局から議案第1号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、上谷新田字二番関、地目、畑の1筆、面積218㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

譲受人、譲渡人は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、四天木字北下谷、地目、田の1筆、面積36㎡を売買により、所有権移転しようとするものでございます。

譲受人、譲渡人は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、5ページから8ページまでになります。

5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

議案第1号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきまして、齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 それでは議案第1号整理番号1について調査報告いたします。

8月2日に申請地を確認した後、譲受人宅でお話を伺い、申請に間違いのないこと確認をいたしました。

その場で、譲渡人に、電話にて確認をいたしました。

間違いのないことでした。

譲受人は東金市の認定農業者でもあり、機械もそろっておりますことから、何ら問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議を、お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号2の案件につきましては、吉原孝委員お願いいたします。

○吉原委員 はい。それでは、農地法第3条の規定による許可申請、議案第1号、整理番号2について、内容は事務局説明のとおりですが、8月1日に内山推進委員と電話にて、譲渡人、譲受人に話を聞きました。

内容に間違いはないとのことでしたが、譲渡人は高齢で、他県在住ということで、8月5日に代理人の方にも電話で、確認をいたしました。

売買の方は成立しており、現在は農地法の許可待ちであるとのことでした。

譲渡人の土地は権利者の土地の間に細長く挟まれており、地籍調査をきっかけに、譲渡人自身からの売買申し出があり、譲受人は承諾をしたとのこと。

耕作は、現在、近所の方に頼っていますが、引き続きお願いをするとのこと。

特に問題ないと思いますが、皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

○議長 それでは、これより議案第1号、整理番号1から整理番号2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号、整理番号1から整理番号2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第2号について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求めら

れたものでございます。

議案書の3ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は3人、権利の設定をする者は12人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が39筆で、面積65,182㎡、でございます。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

整理番号2から12の案件は、耕作者変更による、新規案件となります。

それでは、今回の契約種別および件数は、新規が13件でございます。

整理番号1から13の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、南飯塚及び北飯塚、田が7筆、7,540㎡、6年、全面積でコシヒカリ1等米7.5俵、新規。

整理番号2、九十根、田が2筆、4,514㎡、8年、金納、全面積でコシヒカリ1等米4.5俵相当額、新規。

整理番号3、九十根、田が2筆、4,227㎡、8年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号4、九十根、田が1筆、2,003㎡、8年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号5、九十根、田が7筆、12,663㎡、8年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号6、九十根、田が1筆、1,553㎡、8年、金納、全面積でコシヒカリ1等米1.55俵相当額、新規。

整理番号7、九十根、田が1筆、1,173㎡、3年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号8、九十根、田が3筆、4,385㎡、7年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号9、九十根、田が8筆、11,988㎡、1年、金納、10a当たりコシヒカリ1

等米1.5俵相当額、新規。

整理番号10、九十根、田が2筆、6,065㎡、1年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵相当額、新規。

整理番号11、九十根、田が3筆、8,047㎡、8年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号12、九十根、田が1筆、631㎡、8年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号13、細草、田が1筆、393㎡、5年、無償、新規。

なお、整理番号1から13の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

議案第2号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号1及び13の案件は、制度変更による更新案件となりますので、調査結果の報告は省略とさせていただきます。

○議長 整理番号2から12の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号2から12について調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

8月2日鵜澤推進委員と現地を確認して参りました。

前耕作者が、耕作ができないということで今回の申請は、耕作者の変更による申請ということで、現在ですが、今回の借受人に確認したところ、今までやっている耕作地と隣接しているということで、引き受けるとのことでした。

借受人は、法人化しており、設備等も整っており、やる気のある方で、何ら問題はないと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労様でした。

これより、整理番号1から13について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から13に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から13について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から13について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から13の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第3号

○議長 つづきまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

事務局から、議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。

本案件につきましては、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条におきまして、「推進委員に欠員が生じた場合は地区における欠員を当該地区において補充する」と規定されております。

第6地区におきまして欠員が生じたことから、6月11日から7月8日まで、推薦・募集を行いましたところ、農業団体等から推薦届出書の提出がありました。

今回の推進委員候補者を選考するため、選任に関する規則第7条に基づく候補者評価委員会を設置し、評価委員会において候補者の選考が行われました。

その結果、評価委員会が選考した候補者1名は、農地利用最適化推進委員として適当と認められますので、農業委員会総会に諮り、承認を求めるものでございます。

議案書13ページに候補者評価委員会の意見書と14ページから15ページに候補者氏名及び担当地区を添付してございますので、確認をお願いいたします。

議案第3号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、大網白里市農地利用最適化推進委員の選任について、候補者を農地利用最適化推進委員として、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、候補者を農地利用最適化推進委員に承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第7、報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第8、報告第3号「転用事実確認証明について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は3件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の17ページから18ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は3件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

転用事実確認証明は1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第5条の許可後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員および推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されており、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第6から日程第8の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第16回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時40分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年8月7日

農業委員会会長

内海 亮一

署名委員

梅原 英男

署名委員

八角 功次